



宮 崎 県 公 報

平成22年10月18日 (月曜日) 第 2227 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1

告 示

○県立病院事業の出納取扱金融機関及び収納取扱
金融機関を廃止する告示…… (福祉保健課) 2

訓 令

○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 2
公 告

○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…… (農村整備課) 4

○公共測量終了の通知…… (管理課) 4

病院局公営企業告示

○県立病院事業の出納取扱金融機関及び収納取扱
金融機関の指定の告示…… 4

正 誤

○平成22年 9 月 13 日 付 け 県 公 報 (第 2217 号) 中…… 5

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第40号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1～59 [略]	西臼杵支 庁長	1～59 [略] <u>60 農業改良資金通法 (昭和31年法律第 102号)) 第 6 条第 1 項の規定による貸付資格の認定に 関すること。</u>
[略]		[略]	
児童相談 所長	1 児童福祉法による次の事務 (1)～(21) [略]	児童相談 所長	1 児童福祉法による次の事務 (1)～(21) [略] <u>(22) 第33条の 4 第 5 号の規定による児童自立 生活援助事業の実施の解除に関すること。</u> <u>(23) 第33条の 6 第 1 項の規定による事業の委 託に関すること</u> <u>(24) 第33条の 6 第 2 項の規定による申込書の 受理に関すること。</u> <u>(25) 第33条の 6 第 3 項の規定による連絡及び 調整に関すること。</u> <u>(26) 第33条の 6 第 4 項の規定による申込みの 勧奨に関すること。</u> <u>(27) 第33条の 6 第 5 項の規定による情報の提 供に関すること。</u> <u>(28)・(29) [略]</u>
(22)・(23) [略]		(28)・(29) [略]	
2 [略]		2 [略]	

[略]	[略]
農林振興局長	1～23 [略]
[略]	[略]
[略]	24 農業改良資金通法第 6 条第 1 項の規定による貸付資格の認定に関すること。
[略]	[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 717号

県立病院事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（昭和39年宮崎県告示第 213号の 2）は、廃止する。

平成22年10月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年10月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第10号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
[略]						[略]					
付表						付表					
1～5 [略]						1～5 [略]					
6 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第12条第 1 項及び第34条第 3 項の規定による特定非営利活動法人の設立及び合併の認証に関すること。						<u>6～18 [略]</u>					
7～19 [略]											
別表第 3（その 1）（第 4 条関係）						別表第 3（その 1）（第 4 条関係）					
本庁各課特定専決事項						本庁各課特定専決事項					
課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項	課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
[略]						[略]					
生活・協働・男女参		1 特定非営利活動促進法による次の事務		1 特定非営利活動促進法第 41 条第 1 項の規定による報告の徴収及び検査に関すること。		生活・協働・男女参		1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）による次の事務		1 特定非営利活動促進法による次の事務（1）第 25 条第 3 項の規定による定款の変更の認証に関すること。	
		(1) 第						(1) 第			

画 課	<p>25条第 3項の 規定に よる定 款の変 更の認 証に関 するこ と。 (2)・(3) [略]</p>	<p>(4)・(5) [略]</p>	<p>[略]</p>	画 課	<p>12条第 1項の 規定に よる法 人の設 立に関 するこ と。 (2)・(3) [略]</p> <p>(4) 第 34条第 3項の 規定に よる合 併の認 証に関 するこ と。 (5)・(6) [略]</p>	<p>(2) 第41条 第1項の規 定による報 告の徴収及 び検査に関 すること。</p>	
[略]				[略]			
自 然 環 境 課	<p>1 [略] 2 宮崎県 立自然公 園条例 (昭 和36年 宮崎県条 令第12号) による次 の事務 (1)・(2) [略]</p>	<p>1 [略] 2 宮崎県 立自然公 園条例 (昭 和36年 宮崎県条 令第12号) による次 の事務 (1)・(2) [略]</p>	<p>1～3 [略] 4 宮崎県立 自然公園 条例によ る次の事 務 (1) 第11条 第4項の規 定による特 別地域内 における行 為の許可に 関すること。 (2) 第22条 第4項の規 定による期 間の延長並</p>	自 然 環 境 課	<p>1 [略] 2 宮崎県 立自然公 園条例 (昭 和36年 宮崎県条 令第12号) による次 の事務 (1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第 35条第 2項の規 定による確 認に関す ること。 (4) 第 35条第 3項の規 定による認 定に関す ること。</p>	<p>1 [略] 2 宮崎県 立自然公 園条例によ る次の事 務 (1) 第7条 第6項の規 定による施 設の変更等 の同意及び 認可に関す ること。 (2) 第13条 第1項の規 定による報 告徴収及び 立入検査に 関すること。 (3) 第18条 第4項の規 定による特 別地域内 における行 為の許可に 関すること。 (4) 第29条 第4項の規 定による期 間の延長並</p>	

				びにその旨 及び理由の 通知に関す ること。 <u>(3) 第22条</u> <u>第 6 項</u> の規 定による期 間の短縮に 関すること 。 <u>(4) 第24条</u> <u>第 1 項</u> の規 定による報 告の徴収に 関すること 。					びにその旨 及び理由の 通知に関す ること。 <u>(5) 第29条</u> <u>第 6 項</u> の規 定による期 間の短縮に 関すること 。 <u>(6) 第31条</u> <u>第 1 項</u> の規 定による報 告徴収に関 すること。 <u>(7) 第31条</u> <u>第 2 項</u> の規 定による立 入検査及び 立入調査に 関すること 。 <u>(8) 第35条</u> <u>第 6 項</u> の規 定による区 域の変更等 の確認及び 認定に関す ること。 <u>(9) 第37条</u> <u>の 規 定</u> によ る報告徴収 に関するこ と。
				5 ~ 7 [略]					5 ~ 7 [略]
[略]					[略]				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、高岡町土地改良区（宮崎市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

平成22年10月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、平成22年宮崎県公報第2166号により公告した公共測量（3 級基準点測量）が平成22年 8 月30日終了した旨、都城市長から通知があった。

平成22年10月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第22条の 2 の規定による病院事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせ、又は収納の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を次のとおり定めた。

平成22年10月18日

宮崎県病院局長 甲 斐 景早文

- 1 出納取扱金融機関
株式会社宮崎銀行の県庁支店、大工町支店、恒富支店及び油津支店

2 収納取扱金融機関

株式会社宮崎銀行の本店、支店（1 に掲げるものを除く。）及び出張所

正 誤

平成22年 9 月13日付け県公報（第2217号）

ページ	行	誤	正
4	28	<u>27条の2</u>	<u>第27条の2</u>